

2009年1月8日
(平成21年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

住民基本台帳に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2008年12月19日付けで諮問（第366号）された住民基本台帳に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 目的外提供に対する実施機関の考え

ア 照会の根拠法令

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第507条の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第507条の規定は、検察官または裁判所若しくは裁判官が裁判の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に対す

る照会による報告の請求権を認めたものであり、その照会に応じなければならぬ拘束力はない。

そこで、本件照会に基づき、その詳細と照会の具体的な必要性について東京区検察庁に問い合わせを行ったところ対象者は「東京都 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例第7条第1項の違反により罰金刑が確定したが罰金を納付せずに住所を異動した。

照会対象者の裁判執行にあたり、本人の居住の事実を確認する必要があるため、転入時における申請書類、身分確認書類等の写しが必要である。」とのことであった。

したがって、本件照会は、裁判執行関係事項照会書（甲）のとおり正当な請求権を有した検察官によって行われたものであり、刑罰法令の適正かつ迅速な対応のために必要なものであると考えられる。

イ 目的外提供の必要性

今回の照会の目的は裁判執行のため「住所異動の手続を行ったのは本人であるか。筆跡は本人のものか。その時の本人確認は何をもって行ったのか。」を知る必要があるということであり、この目的外の提供に係る個人情報、転入時に提出された住所異動届及び転出証明書によってしか得られないものである。

また、本件の照会が、裁判執行する上で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われたものであるから、照会そのものの正当性及び公益性は、認められるものである。

よって、本件の個人情報の目的外提供について勘案した結果、本件の照会に依る必要があるものと判断した。

ウ 目的外提供する個人情報

今回の目的外提供する個人情報は次のとおりである。

住民異動届の写し（ア～ク）及び添付書類（ケ～ソ）である転出証明書の写し

- (ア) 届出日、異動日
- (イ) 届出人の氏名、住所
- (ウ) 届出人の本人確認方法
- (エ) 対象者の氏名、生年月日、性別、続柄、新住所、世帯主
- (オ) 旧住所、世帯主、本籍、筆頭者
- (カ) 国保資格・介護・前住所国保の有無
- (キ) 異動事由、変更区分、
- (ク) 收受年月日、收受場所
- (ケ) 届出日、異動日、異動事由

- (コ) 新しい住所
- (ク) 今までの住所，今までの世帯主
- (シ) 対象者の氏名，生年月日，性別，続柄，本籍，筆頭者
- (ス) 住所を定めた年月日
- (セ) 国民年金・介護保険・後期高齢者医療・児童手当の有無
- (ソ) 国民健康保険の有無及び種別

エ 目的外提供の相手方

東京区検察庁 検察官 副検事 遠藤 薫

(2) 目的外提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報をも目的外提供する場合は，当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし，本件の目的外提供は，裁判執行のために行うものであり，本人通知をした場合には，裁判執行に支障が生じることを検察庁に確認したことから，本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため，当該通知を省略することとしたい。

(3) 提出資料

ア 裁判執行関係事項照会書（甲）（写し）

イ 住民異動届

ウ 関係法令

(ア) 刑事訴訟法

(イ) 東京都 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例

エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

今回の照会の目的は裁判執行のため「住所異動の手続を行ったのは本人であるか。筆跡は本人のものか。その時の本人確認は何をもって行ったのか。」を知る必要があるということであり，この目的外の提供に係る個人情報は，転入時に提出された住所異動届及び転出証明書によってしか得られないものである。

また，本件の照会が，裁判執行する上で行われるものであり，その権利付与の規定に基づき，正当な権限を有するものによって行われたものであるから，照会そのものの正当性及び公益性は，認められるものである。

以上のことから判断すると，目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報をも目的外提供する場合は、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、裁判執行のために行うものであり、実施機関では、本人通知をした場合には、裁判執行に支障が生じることを検察庁に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上